

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について [令和5年7月分]

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20230705	株式会社 ヤナイ (法人番号 5380002018766) 代表者矢内茂	福島県須賀川市掘込字堀切156番地1	本社営業所	福島県須賀川市掘込字堀切156-2	輸送施設の使用停止(30日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第1項第1号、法第17条第4項	令和4年9月16日及び10月3日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、9件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)疾病・疲労のおそれのある乗務(安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)、(4)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)、(5)運転者台帳の作成義務違反【5名以下作成なし】(安全規則第9条の5第1項)、(6)運転者台帳の作成義務違反【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(7)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(8)運転者に対する指導監督記録義務違反(安全規則第10条第1項)、(9)初任運転者に対する運転適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)	3	3
20230705	株式会社 奥州物流 (法人番号 1400602000100) 代表者伊藤努	岩手県奥州市前沢本杉7番地1	盛岡営業所	岩手県盛岡市羽場10地割100番地	輸送施設の使用停止(20日車)及び文書警告	法第8条第1項、法第17条第1項第1号、法第17条第1項第2号、法第17条第4項、道路運送車両法第48条	令和5年1月18日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、2件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(安全規則第3条第4項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	2	2
20230706	宮内建運 株式会社 (法人番号 3390001010691) 代表者安部哲哉	山形県南陽市宮内599番地の2	本社営業所	山形県南陽市宮内599-2	輸送施設の使用停止(10日車)及び文書警告	法第17条第1項第1号、法第17条第4項	令和5年2月9日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、4件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(安全規則第3条第4項)、(2)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)、(3)運行指示書の作成義務違反(安全規則第9条の3第1項)(4)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	1	1

20230719	株式会社八洲陸運 (法人番号 9420001002168) 代表者塩竈一也	青森県青森市大字 滝沢字住吉28番地7	八戸営業所	青森県八戸市桔梗野工 業団地2丁目30番25	輸送施設の使用停 止(160日車)及び文 書警告	法第17条第1項第1 号、法第17条第1項 第2号、法第17条第 4項、道路運送車両 法第48条	令和5年5月17日及び18日、死亡事故を引き起こしたことを端緒として監査を実施した結果、5件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(安全規則第3条第4項)、(2)定期点検整備等の未実施【未実施2回】(安全規則第3条の3及び道路運送車両法第48条)、(3)定期点検整備等の未実施【未実施3回以上】(安全規則第3条の3及び道路運送車両法第48条)、(4)運転者等台帳の作成義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(5)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	16	16
20230719	株式会社 丸伸運送 (法人番号 7410001007260) 代表者工藤伸一	秋田県能代市扇田 字扇淵3番地5	本社営業所	秋田県能代市扇田字扇 淵3番地5	輸送施設の使用停 止(40日車)及び文 書警告	法第17条第1項第1 号、法第17条第4項	令和4年11月9日及び令和5年2月6日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、9件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第3項)、(3)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)、(4)乗務等の記録義務違反(安全規則第8条)、(5)運行指示書の作成義務違反(安全規則第9条の3第2項)、(6)運転者台帳の作成義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(7)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(8)運転者に対する指導監督記録義務違反(安全規則第10条第1項)、(9)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)	4	4
20230719	有限会社 児玉商事 (法人番号 7410002010965) 代表者児玉学	秋田県能代市浅内 字下西山40番地1	本社営業所	秋田県能代市浅内字下 西山40番地1	輸送施設の使用停 止(30日車)及び文 書警告	法第17条第1項第1 号、法第17条第4項	令和4年12月1日及び令和5年2月8日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、6件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反【未遵守計6件以上15件以下】(安全規則第3条第4項)、(2)乗務時間等の基準の遵守違反【乗務時間等告示なお書きの遵守違反】(安全規則第3条第4項)、(3)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第3項)、(4)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)、(5)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(6)運転者に対する指導監督記録義務違反(安全規則第10条第1項)	3	3

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(東北運輸局管内のすべての営業所)に付されている点数の総和を表す。